

寒川町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第2号

寒川町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

寒川町青少年問題協議会条例（昭和35年寒川町条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

寒川町青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会条例

第1条中「第1条」の次に「及びいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項」を加え、「寒川町青少年問題協議会」を「寒川町青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会」に改める。

第2条第1項に次の2号を加える。

(3) いじめの防止等（いじめ防止対策推進法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に係る関係行政機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を調査審議すること。

(4) いじめの防止等に係る関係行政機関及び団体相互の連絡調整を図ること。

第3条第1項中「21人」を「18人」に改め、同条第2項各号を次のように改める。

- (1) 町及び関係行政機関の職員
- (2) 学識経験者
- (3) その他町長が必要と認める者

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。

（寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年寒川町

条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「青少年問題協議会委員」を「青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会委員」に改める。